

資料編

01 用語解説

あ行

アウトソーシング	業務の一部を外部に委託すること。
アーバンスポーツ	広い競技場等を必要とせず、都市の中でできる若者の遊びから生まれたスポーツ。
いちかわオープンガーデン	ガーデニングなど手入れされた家庭の庭を広く公開してもらい、鑑賞や交流の場とするもの（本市の取り組み）。
ウェルビーイング	心身と社会的な健康。

か行

介護予防	高齢者が要介護状態にならないための対策や、すでに要介護状態の方の改善、症状が悪化することの防止を目的とした取り組み。
核家族	「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子のみ」「ひとり親と未婚の子のみ」からなる世帯。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
基幹系システム	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」で定められる地方公共団体の情報システム標準化の対象となる住民基本台帳、税務等の20業務のシステム。
キッズゾーン	未就学児が安心して歩行できる空間を確保するための道路標示や標識等（本市の取り組み）。
国・県支出金	市の特定の事務事業に対する国や県からの交付金、補助金等。
繰出金	特別会計の予算の不足分を補うため等の費用。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場等から排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物等が、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして発生する物質の総称。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。
公債費	市が借り入れた市債の元利償還金。
高齢化率	総人口に占める老年人口（65歳以上人口）の割合。

さ行

サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。
産業特化係数	域内のある産業の比率を全国と同産業の比率と比較したもの。 1.0を超えていれば、当該産業が全国に比べて特化している産業とされる。
市街化区域	既に市街地形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画に市街地を定める区域であり、都心の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域。
市街化調整区域	原則として用途地域は定めず、一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されない市街化を抑制すべき区域。
市債	主に建設事業を行う際の国や金融機関等からの借入金。

さ行

自然増減	出生数から死亡数を減じたもの。
指定文化財	文化財保護法又は条例に基づき、貴重なものとして国、県、市より指定を受けた文化財。指定された文化財は現状変更（建造物の修繕、史跡の掘削等）にも強い規制がかかる。
姉妹・友好都市	文化交流や親善を目的として結びついた海外の都市のうち、分野を特定せず包括的に交流している都市のこと（本市における定義）。
社会増減	転入数から転出数を減じたもの。
住工混在	住宅と工場が混在した状態。
住宅確保要配慮者	高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者等の住宅の確保に特に配慮を要する者。
重点推進プログラム	本市において、計画期間が満了した第二次基本計画・実施計画と第三次基本計画をつなぐものとして策定し、「施政方針」や「教育行政運営方針」に定める重点事業等の進行管理を行うもの。
小学校区防災拠点協議会	震災時に備えて、平常時から地元自治（町）会や学校により構成され、発災時に本市職員と協力して避難所の立ち上げ及び運営支援を実施するもの（本市の取り組み）。
情報格差	インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差。
情報リテラシー	情報化社会でコンピューターなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。
人件費	職員の給与や手当等にかかる費用。
性的少数者	性のあり方が社会的に少数となる人たち。
セクシャルマイノリティ	「性的少数者」と同義。

た行

デジタルサイネージ	映像や文字等を表示する電子看板。本市では、駅前や庁舎内に設置している。
デジタル地域通貨	特定の限られた地域やコミュニティでのみ利用できる通貨で、国家や中央銀行以外の自治体・企業・NPO等が発行するもの、かつ、従来の紙や通帳型の地域通貨とは異なり、デジタルで発行・管理を行う地域通貨。
デジタルトランスフォーメーション	デジタル技術による変革のこと。本市の「DX憲章」では、「自治体としてDXに積極的に取り組むことにより、経営資源を無駄なく効率よく使い、その資源を有効活用してサービスを飛躍的に高めるなど、顧客目線で新たな価値を創造していきます。」としており、DXを単にデジタル化を進めるだけの取り組みではなく「業務の無駄を削って価値創造にシフトする改革」と定義づけている。
電話de詐欺	電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の者をだまし、架空または他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金を準備させて受け取りに來たりする手口の詐欺。平成27年（2015年）8月に千葉県が広報用の名称として命名。
登録有形文化財	指定文化財よりも選定基準及び登録後の規制を緩やかにすることで、広く有形文化財の保護と活用を目指す制度。例えば、建造物であれば、居住や営業目的で中を自由に改装することも可能。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路。

は行

バイスタンダー	けが人や急病人が発生した場合、その付近に居合わせた人。
ハザードマップ（エリア）	地震、洪水、土砂災害等、過去の災害データや地理情報をもとに、それぞれの地域で起こる災害を予測し、被害範囲及び規模を地図にしたもの。
パートナーシティ	文化交流や親善を目的として結びついた海外の都市のうち、特定の分野で交流している都市のこと（本市における定義）。
パラスポーツ	障がいのある人のために考えられたスポーツや障がいの有無に関わらず取り組めるスポーツ。
バリアフリー	障がい者や高齢者等が日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消等を指したが、現在では、意識や各種制度等あらゆる面において、社会参加を困難にするものを解消することに対しても使われる。
扶助費	生活保護費や児童手当の給付、私立保育園の運営委託費など、生活困窮者、子育て世帯、障がい者等の生活を支援するための費用。
普通建設事業費	庁舎や道路、公園、学校等公共施設の建設や改修等にかかる費用。
物件費	事務事業の委託料や手数料、光熱水費等の施設の維持管理等の費用。
補助費	各種団体に対する補助金や他団体と共同して事業を行うための負担金。

ま行

窓口予約システム	引越、子育て、医療保険、年金、福祉に関する手続きの事前予約サービス（本市の取り組み）。
----------	---

や行

ユニバーサルスポーツ	年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるスポーツ。
------------	---------------------------------------

ら行

類似団体	人口と産業構造に応じ、全国市区町村を区分したもの。 当計画では、日本経済新聞社発行の全国都市財政年報における区分を使用。
------	---

その他

AI	「アーティフィシャル・インテリジェンス (Artificial Intelligence)」の略。人工知能のこと。
AIチャットボット	チャット (対話形式) での問い合わせに対して、学習機能を有するAI (人工知能) が自動で回答をするサービスのこと (本市の取り組み)。
eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ (Electronic Sports)」の略。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
ICT	「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー (Information and Communication Technology)」の略。情報通信技術のこと。
IoT	「インターネット・オブ・シングス (Internet of Things)」の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、モノとモノを情報技術で通信させる、人とモノをインターネットでつなげるといった技術全般。
LGBTQ+	「性的少数者 (セクシュアルマイノリティ)」の総称として扱われる。「レズビアン (lesbian)」、「ゲイ (gay)」、「バイセクシュアル (bisexual)」、「トランスジェンダー (transgender)」、「クエア (queer)」、「クエスチョニング (questioning)」の頭文字と、これらに含まれない多様な性のあり方を表す「+ (プラス)」を組み合わせた言葉。
PDCAサイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (測定・評価)、Action (対策・改善) の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
RPA	「ロボティック・プロセス・オートメーション (Robotic Process Automation)」の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAIなどの技術を備えたソフトウェアロボットが代行、自動化するもの。
SNS	「ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)」の略。Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。
Society5.0	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
ZEB	「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Net Zero Energy Building)」の略。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物。
5G	携帯電話等の通信に用いられる次世代通信規格のひとつである「第5世代移動通信システム」のこと。

02 計画策定の経緯

年度	月日	策定作業	
			うち庁内作業
令和元年度	8月	令和元年度第1回総合計画審議会（8/8） 主な議題 「次期計画策定について」	
	10月	令和元年度第2回総合計画審議会（10/24） 主な議題 「次期基本計画策定について」	
	1月	令和元年度第3回総合計画審議会（1/9） 主な議題 「次期基本計画策定に関する建議書について」 総合計画審議会からの建議（1/23） 「市川市総合計画 次期基本計画策定に対する提言」	庁議（1/30） 主な議題 「市川市総合計画 次期基本計画の策定について」
令和2年度	8月	令和2年度第1回総合計画審議会（8/21） 主な議題 「第三次実施計画・市川市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の実績報告について」	
	10月	令和2年度第2回総合計画審議会（10/23） 主な議題 「諮問 市川市総合計画の策定について」	
	1月	令和2年度第3回総合計画審議会（1/19） 主な議題 「第二次基本計画の評価に伴う市民意向調査の結果 について」 「社会情勢を踏まえた市川市の今後について」	
	3月	令和2年度第4回総合計画審議会（3/23） 主な議題 「第二次基本計画 総合評価書（案）について」	
令和3年度	5月	令和3年度第1回総合計画審議会（5/24） 主な議題 「次期総合計画に取り入れる視点について」	
	8月	令和3年度第2回総合計画審議会（8/16） 主な議題 「次期計画について」	行政経営会議（8/2） 主な議題 「次期基本計画について」 総合計画策定本部会議（8/23） 主な議題 「次期計画の策定について」
	11月	令和3年度第3回総合計画審議会（11/19） 主な議題 「第三次基本計画の施策の体系について」	
	1月	令和3年度第4回総合計画審議会（1/25） 主な議題 「重点課題の設定について」	
	3月		第1回総合計画策定 本部作業部会（3/29） 主な議題 「第三次基本計画の策定状況について」

年度	月日	策定作業	
			うち庁内作業
令和4年度	5月	令和4年度第1回総合計画審議会 (5/16) 主な議題 「第三次基本計画全体構成案について」	
	6月		第2回総合計画策定本部 作業部会 (6/20) 主な議題 「第三次基本計画 施策別計画に関する作業について」
	7月	市民意向調査実施 (7/27~8/19) ※詳細はP168参照	
	8月	令和4年度第2回総合計画審議会 (8/2) 主な議題 「第三次基本計画 (案) について」 市民ワークショップ実施 (8/20・27) ※詳細はP169参照	
	9月		第3回総合計画策定本部 作業部会 (9/7) 主な議題 「第三次基本計画 施策別計画に関する作業について」
	10月	令和4年度第3回総合計画審議会 (10/11) 主な議題 「第三次基本計画の案について」	
	11月	令和4年度第4回総合計画審議会 (11/28) 主な議題 「第三次基本計画の案について」	
	12月	総合計画審議会からの答申 (12/9)	第4回総合計画策定本部 作業部会 (12/15) 主な議題 「第三次基本計画 (案) の最終確認について」
	1月		総合計画策定本部会議 (1/6) 主な議題 「第三次基本計画の策定について」 庁議 (1/19) 主な議題 「第三次基本計画の策定について」
	2月	令和4年度第5回総合計画審議会 (2/3) 主な議題 「実施計画 重点課題対応事業候補について」	
3月	第三次基本計画 議決 (3/13) 令和4年度第6回総合計画審議会 (3/27) 主な議題 「実施計画 (案) について」		

資料編

03 将来人口推計

※ I 総論／将来人口推計（P16）関連

■ 推計方法

推計期間 令和2年（2020年）～令和47年（2065年）まで5年毎の45年間

基準人口 令和2年（2020年）10月1日時点の国勢調査に基づく人口

推計方法 コーホート要因法

※年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法

推計パラメータの基準値

将来のパラメータとして「出生率」「純移動率」「生残率」「出生性比」を設定

パラメータ	基準値	基準値の考え方
出生率	過去5年間の平均値	新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる令和2年（2020年）を除いた、平成27～令和元年（2015～2019年）の合計特殊出生率の平均値を採用。
純移動率	過去8年間の平均値	新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる令和2年（2020年）を除いた、平成24～令和元年度（2012～2019年度）の純移動率の平均値を採用。
生残率	平成27年（2015年） 都道府県別（千葉県）生命表	生残率のデータは5年更新のため、最新の統計データである平成27年（2015年）の生存率を採用。 ※推計には各歳別の生命表が必要であることから、都道府県別（千葉県）生命表を用いる。
出生性比	令和2年（2020年）の実績値	出生性比は過去5年間で大きな変動がないことから、最新の統計データである令和2年（2020年）の実績値を採用。

■ 推計シナリオ

◇ シナリオ1【市民希望達成モデル】

市の施策効果などが発揮され、出生や定住に関して、市民アンケート結果に基づく市民の希望がかなえられた場合を想定したシナリオ。

（1）出生率

市民アンケートに基づく市民希望出生率1.82を推計パラメータとして採用した。この市民希望出生率が、基準値から段階的に、国の長期ビジョンにおいて国民希望出生率の達成が想定されている2030年までに達成されるものとした。

(2) 純移動率

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」などで示されている東京一極集中の是正がなされていることを前提に、市民アンケートから、現在、本市において転出超過となっている子育て世代の定住に対する希望がない、東京都内や近隣市などへの転出が抑制されるものとした。

【東京一極集中の是正】

平成25年（2013）3月に「国立社会保障・人口問題研究所」が行った「日本の地域別将来人口推計」にある「純移動率を50%に定率縮小させる」という考え方に準じた。これにより、東京圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）以外に対する純移動率を、2030年までに基準値の50%へ段階的に低減されるものとした。

【転出超過層の転出抑制】

子育て世代（30～44歳）のうち、転出超過となっている東京都及び近隣市（船橋市、松戸市、習志野市、浦安市）への転出率については、2030年までに、基準値から市民アンケートに基づく希望転出率へ、段階的に達成されるものとした。なお、子育て世代のうち、東京都及び近隣市を除いた東京圏に対する純移動率については、基準値が継続するものとした。

(3) 生残率

将来的に市の政策により大きく変化させていくことは難しいとの考えから、平成24年（2012）1月に「国立社会保障・人口問題研究所」が行った「日本の将来人口推計」で用いている生残率の変化と同様に、基準値から推移していくものと想定した。

(4) 出生性比

将来的に変化することが考えにくいいため、現在の出生性比がそのまま将来にわたって継続するものと想定した。

◇ シナリオ2【国のビジョン達成モデル】

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」などに準じ、国民が希望する出生率の達成と、地方が創生し、東京の一極集中が是正され、地方から東京圏への人の流れがある程度停滞した場合を想定したシナリオ。

(1) 出生率

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の国民希望出生率に準じ、基準値から段階的に、2030年に1.8へ、2040年に人口置換水準の2.07へ回復するものとした。

(2) 純移動率

東京一極集中が是正された姿として、東京圏以外に対する純移動率が、2030年までに基準値の50%へ段階的に低減されるものとした。なお、東京圏に対する純移動率については、基準値が継続するものとした。

(3) 生残率

シナリオ1『市民希望達成モデル』と同様とした。

(4) 出生性比

シナリオ1『市民希望達成モデル』と同様とした。

◇ シナリオ3【基準値維持モデル】

現在の出生率及び純移動率の動向がそのまま将来にわたって継続するものと想定したシナリオ。通常の人口推計の方法といえる。

(1) 出生率

基準値が将来にわたり継続するものと想定した。

(2) 純移動率

基準値が将来にわたり継続するものと想定した。

(3) 生残率

シナリオ1「市民希望達成モデル」と同様とした。

(4) 出生性比

シナリオ1「市民希望達成モデル」と同様とした。

◆各推計シナリオにおけるパラメータ

考え方		2020年 (基準値)	2030年	2040年	
シナリオ1 【市民希望達成】	出生率	2030年に市民希望出生率が達成	1.34 (過去5年平均)	1.82 (市民希望)	同左
	純移動率	■東京圏 【近隣市・東京都】 ○子育て世代 (転出超過層) 2030年までに近隣市・東京都に対する転出が抑制され、定住化が促進(市民希望転出率が達成)	-0.15% (過去8年平均) (転入率1.01%/転出率1.16%)	0.33% (転出率×58.5%、 転入率は基準値のまま) (転入率1.01%/転出率0.68%)	同左
			○その他の世代 基準値が将来にわたり継続	-0.06% (過去8年平均)	同左
		■東京圏 【近隣市・東京都以外】 基準値が将来にわたり継続	-0.08% (過去8年平均)	同左	同左
		■地方 2030年までに東京圏以外との純移動率が基準値の50%となる(東京一極集中の是正)	0.47% (過去8年平均)	0.235% (基準値×50%)	同左
シナリオ2 【国のビジョン達成】	出生率	2030年に国目標出生率が達成、 2040年に人口置換水準達成	1.34 (過去5年平均)	1.80 (国民希望)	2.07
	純移動率	■東京圏 基準値が将来にわたり継続	-0.29% (過去8年平均)	同左	同左
		■地方 2030年までに東京圏以外との純移動率が基準値の50%となる(東京一極集中の是正)	0.47% (過去8年平均)	0.235% (基準値×50%)	同左
シナリオ3 【基準値維持】	出生率	基準値が将来にわたり継続	1.34 (過去5年平均)	同左	同左
	純移動率		0.18% (過去8年平均)	同左	同左

■ 将来人口推計の結果

(単位：人)

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
シナリオ1	0～14歳	58,802	61,179	67,247	73,107	75,027	72,390	68,902	66,332	65,700
	15～64歳	331,817	331,961	327,295	316,157	303,212	298,728	294,932	289,268	278,623
	65歳以上	106,057	110,829	119,428	131,432	145,580	153,648	159,345	163,830	169,456
	計	496,676	503,969	513,970	520,696	523,819	524,766	523,179	519,430	513,779
シナリオ2	0～14歳		60,223	63,764	68,438	71,400	70,692	68,237	65,586	64,915
	15～64歳		327,518	313,970	293,527	271,624	259,136	250,902	245,214	236,707
	65歳以上	同上	110,829	119,428	131,432	145,580	152,840	155,854	154,717	152,631
	計		498,570	497,162	493,397	488,604	482,668	474,993	465,517	454,253
シナリオ3	0～14歳		57,106	54,990	53,034	51,055	48,218	44,577	41,142	38,559
	15～64歳		329,371	318,931	301,184	278,920	263,361	250,301	237,924	222,281
	65歳以上	同上	110,755	119,161	130,895	144,739	151,764	154,636	153,514	151,908
	計		497,232	493,082	485,113	474,714	463,343	449,514	432,580	412,748

※端数処理あり

04 ワークショップ・アンケート

(1) アンケート

■ 目的

第三次基本計画の指標の現状値を調査するもの。

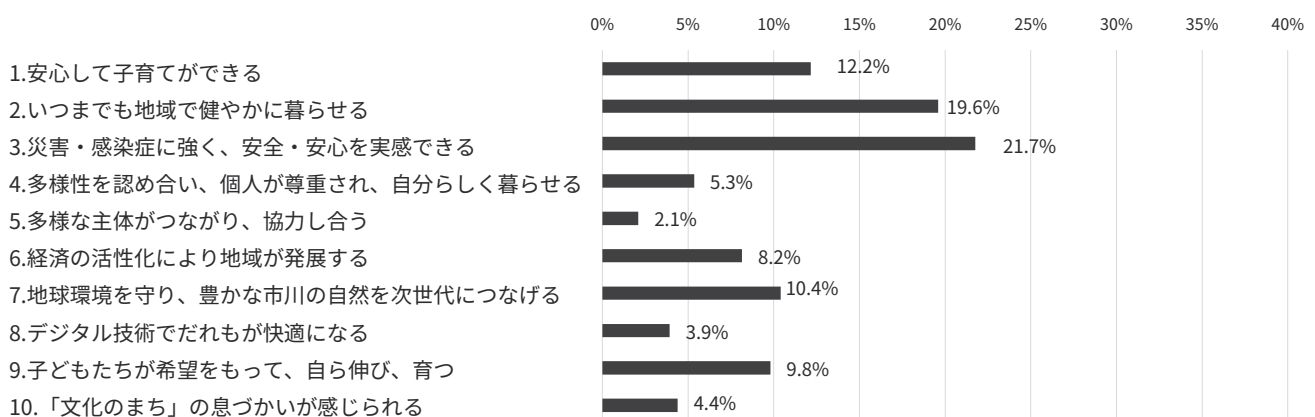
■ 概要

実施時期	令和4年7月27日～8月19日
対象者	18歳以上の市民 6,000人 (2,000人×3種類)
対象地域	市域全体
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	調査票を郵送にて配布し、回答は郵送又はオンラインにて回収
設問数	25問
回答率	36.6%

■ 調査項目

	項目	質問数	質問例	回答	結果
1	回答者の属性	5問	性別、年齢、居住地域、 市内での居住年数、家族構成 等	選択式	—
2	市の取り組みへの満足度 (施策の大分類別)	14問程度 (×3種類)	市の●●の取り組みに満足して いますか？	選択式 (5段階)	施策分野（施策の大分類） ごとに掲載（P45~145）
3	市川市の現在のイメージ (未来へのアプローチ別)	3問程度 (×3種類)	●●の環境を実感していますか？	選択式 (5段階)	未来へのアプローチの 現状値に掲載（P44）
4	本市の将来像について	1問	将来、市川市がどのようなまち であることを期待しますか？	選択式	下段に掲載
5	ご意見・ご要望	1問	—	自由記入	—

◆将来、市川市がどのようなまちであることを期待するか？



(2項目選択式)

(2) ワークショップ

■ 目的

第三次基本計画（案）の策定にあたり、本市の将来の姿に係る市民の声を伺い、各施策のブラッシュアップを行うもの。

■ 概要

◇ 1日目

開催日時 令和4年8月20日（土） 10時～12時

開催方法 オンライン

参加者数 13名（18歳以上の市川市在住・在勤・在学の方）

テーマ	主な意見
今、あなたの暮らしで「課題」に感じることや、将来「課題」になりそうなこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の倍率が高い ・ 気軽にランニング等ができる場所が少ない ・ 低地部の内水氾濫 ・ 購買層が都心へ流出 ・ 多様な方へ向けた情報発信 ・ 自治会やボランティアの高齢化 ・ 住民同士の繋がりの薄れ
今、「市川市の強み」や「可能性」だと感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館、歴史的な場所などが多くある ・ 都心からのアクセス ・ 東京外郭環状道路開通による渋滞の改善 ・ 雑多な場所が少ない ・ 映画館、商業施設などが便利 ・ 建売住宅で若いコミュニティが形成 ・ ボランティアをする方が多い

◇ 2日目

開催日時 令和4年8月27日（土） 10時～12時

開催方法 オンライン

参加者数 12名（18歳以上の市川市在住・在勤・在学の方）

テーマ	主な意見
将来、市の強みや可能性が発揮された場合、どのような市川になっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無電柱化で街がすっきりしている ・ 地域でエネルギーが自給自足できる ・ 市民、市議会、行政が協力している ・ 神社や寺など市の魅力がPRされる ・ 近隣の方と顔の見える関係が構築されている ・ ボランティアの方が多くの場所で活躍している ・ デジタル化によって迅速に災害情報が受け取れる
2025年までに何をやる必要があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の方がいても違和感がない環境をつくる ・ 商売しやすい環境づくり ・ 緑を増やす ・ 市民が市の情報をしっかり把握できる情報発信 ・ コミュニティ、繋がりをつくる ・ 若い力を積極的に活用する ・ 市民が楽しく協力し合える環境づくり ・ 市民が参加できるワークショップを増やす

05 市川市総合計画審議会

(1) 市川市総合計画審議会条例

昭和50年12月26日 条例第49号
改正
昭和53年4月10日 条例第30号
平成11年3月24日 条例第04号
平成14年3月22日 条例第01号
平成23年3月28日 条例第04号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき市川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員22名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6名
- (2) 学識経験者 6名
- (3) 市民の代表者 6名
- (4) 関係機関の職員 4名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、企画部において所掌する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(審議会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

(2) 市川市総合計画審議会委員名簿

令和4年12月9日現在

氏名	役職等	備考
天野 敏男	特定非営利活動法人市川市ボランティア協会 会長	
影山 育子	千葉県市川健康福祉センター センター長	
川口 学	市川子ども・子育て支援施設協会 会長	
国松 ひろき	市議会議員	
小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長	
小林 航	千葉商科大学政策情報学部 教授	副会長
酒井 玄枝	市川市芸術文化団体協議会 副会長	
庄司 妃佐	和洋女子大学家政学部家政福祉学科 教授	
鈴木 雅斗	市議会議員	
関 寛之	株式会社ちばぎん総合研究所 調査部長	
染谷 好輝	市川市農業協同組合 常勤監事	
長友 正徳	市議会議員	
中村 よしお	市議会議員	
中山 幸紀	市議会議員	
羽生 弘	京葉瓦斯株式会社 取締役社長 社長執行役員	
藤井 敬宏	日本大学理工学部 教授	会長
松永 鉄兵	市議会議員	
松丸 陽輔	市川市PTA連絡協議会 顧問	
三沢 建吾	京成電鉄株式会社経営統括部 部長	
村松 祐	連合千葉総武地域協議会市川・浦安地区連絡会 事務局長	
山極 記子	市川商工会議所 理事・事務局長	
山村 佳照	千葉県市川警察署 地域交通官	

(敬称略 委員名の五十音順)

(3) 建 議

令和2年1月23日

市川市長

市川市総合計画審議会
会長 藤井 敬宏

市川市総合計画審議会 第二次基本計画が令和2年度で終了するにあたり、次期基本計画の策定について検討した結果、市川市総合計画審議会条例第2条第1項に基づき、添付のとおり建議いたします。

別紙

市川市総合計画審議会は、市川市総合計画第二次基本計画が令和2年度で計画期間の終了年を迎えることから、次期基本計画の策定に係る審議にあたり、本市をとりまく社会状況をはじめ、計画を策定するためのベースとなる人口の将来的な見通しや新たな市の取り組み等について検討した。

1 はじめに ー市川市をとりまく状況ー

(1) 都市基盤整備に向けた今後の動向

都市の基盤ともいえるインフラ整備の面では、平成29年6月に東京外郭環状道路千葉県区間が開通して以降、交通や人の流れに大きな変化が生じている。

また、現在計画されている道路等については、市北部では、北千葉道路が、市南部では第二東京湾岸道路の整備が予定されており、それぞれ都市計画法上の手続きや、国・県等、関係機関による検討が始まったところである。

江戸川にかかる予定の（仮称）押切橋や（仮称）大洲橋については、千葉県の都市計画区域マスタープランに「おおむね10年以内に整備を予定する施設等」と位置付けられていることから、近い将来、これらの整備に向けた検討が始まれば、市川市にも大きな変化をもたらすことが予想される。

市街化区域に目を向ければ、これまでも本八幡駅北口周辺の再開発や塩浜地区の整備が順次進められてきている。特に、E地区と呼ばれる八幡中央通りから東側の区域については、新たに再開発に向けて地域が主体的に動き始めている。

一方、市街化調整区域については、現在のところ積極的に市街化区域に組み入れる動きはないものの、市の「市街化調整区域の土地利用方針」において、一定の条件により住宅開発を誘導する地域と位置づける区域を設けるなど、良好な市街地形成を目指していると見受けられる。

(2) 計画策定のベースとなる人口動態

日本の総人口が減少傾向にある中で、市川市は人口が増加傾向にあり、令和元年には49万人を超えて、なお微増を続けている。

これは、首都圏近郊地域という地理的な優位性に加え、道路交通網や鉄道等、都市としての利便性が高いという特性や「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年度策定。以下「総合戦略」）での取組によるものと考えられる。

人口構成の面では、生産年齢人口に増加はみられるものの、年少人口の減少、老年人口の増加はともに続いており、今後の少子高齢化の進展による市の活力低下の可能性も否めず、今後、本市がどのような人口政策を打ち出していくのかにより、計画の方向性が大きく変わる可能性があると考えられる。

特筆すべきは、外国人の人口が年々増加している点である。すでに市内総人口に占める人口の割合は平成30年度末時点で3.5%となっており、特に行徳地域は、市内外国人の5割強を占めている。今後、出入国管理法の改正に伴う新たな在留資格を持つ外国人の居住や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を機に、外国人のさらなる流入が予想されるなど、計画の中で人口動態を考えるうえで、多文化共生社会を前提とした施策のありかたにも留意する必要がある。

(3) 新市長による新たな取り組み

平成30年度から始まった村越市政では、さまざまな新しい取り組みが始まっている。

具体的には、SNSを活用した行政手続のオンライン化など、ICTの活用を前提とした新たなサービスが導入されてきている。さらに、今年度の施政方針では、先進的技術を積極的に活用し、新たな価値を創造することで社会課題を解決する「デジタルトランスフォーメーション」を推進するという方針を掲げ、多くの分野で新しい試みに取り組んでいることから、市民生活の質や利便性が大きく向上することが期待される。

また、現市政の特徴として、打ち出される政策や施策が機動的に判断されており、新しい施策の数々が時間を置かず功を奏することになれば、全く新しい都市へと変貌する可能性も秘めている。

(4) 財政状況

一方で、計画を支える財政面に目を転じると、市川市では、財政健全化計画に基づき平成11年度から10年間にわたって財政の健全化に取り組み、公債費負担比率をはじめとした各財政指数は類似団体と比べてもおおむね良好な数値で推移してきている。

直近では、平成30年度の実質収支比率が5.3%、自治体の体力ともいえる財政力指数は1.065で平成29年度より0.015ポイント増加している。また、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は89.7%で、平成29年度決算の類似団体平均よりも低いものとなっているほか、基金残高が増となる一方で、市債の償還が進むなど、概して安定的な財政運営がなされている。

他方、中期財政計画によれば、令和2年度以降財源不足が予想されており、今後については必ずしも良好とはいえない状況となっている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック後の市場や人の動きが不透明であり、マイナスの影響を受けることも想定されており、予断を許さない状況にあると考えられる。

2 次期基本計画の策定に向けて

次に、これらの市川市をとりまく状況を踏まえたうえで、本審議会では主に人口動態に対する今後のとらえ方をはじめ、総合計画そのものの全体の枠組みや「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と基本計画の整合性について、審議を進めた。

(1) 人口のとらえ方について

まず、人口についてであるが、委員からは、人口については、今は増加基調にあるが、今後も増加が続くものと見込むのか、増加は一時的なもので今後減少することを前提に考えていくのかについては、慎重な検討を要する。過去の統計を分析すると、市川市の人口は動きが短期的に大きく動いていることから、情報を常に更新し、柔軟な人口推計を行いつつ、将来を見通して計画を策定する必要があるとの意見が出された。

このほか、

人口が増えるか減るかという一元的な指標にとらわれることはない。

人口の定着化や移住人口、交流人口、関係人口など、さまざまな人口の動きを丁寧におさえていくことが必要である。

あらゆる人が住みやすいまちをつくることで適正な人口を維持することが望ましい。

地域の中で働く人を確保することが困難になってくることにも目を向けるべきである。

平和で豊かな地域社会をつくっていくことやいかに生産性を上げていくかという視点も重要である。

今後の都市開発や道路整備などの外的要因により市川市が受ける影響を想定することも必要である。

以上のような意見が出された。

(2) 市川市総合計画の枠組みについて

次に、計画の枠組みについても見直しを検討しても良いのではないかという意見が出された。

主な意見として、現在の市川市総合計画（以下「総合計画」）は、25年の基本構想、10年の基本計画、3年の実施計画という、長期・中期・短期の3層構造となっている。しかし、将来を見通した計画とするには、基本構想も絶えず見直し、常にその先（例えば25年先）を見据えた計画とすることも検討すべきではないか。その場合には、基本計画と実施計画のあり方も含めた計画全体の枠組みについても検討が必要になるとの意見が出された。

また、新たな枠組みを整えていくにあたっては、現在の枠組みに縛られることなく、柔軟かつ大胆に組み替えるなどして計画を策定していくことも必要ではないかといった意見もあった。

結論として、枠組みまで含め検討するのであれば、策定を急ぐあまりに長期的にずれが生じたとしても見直すことができないということのないよう、次期計画に盛り込む将来像について、直近で進めるべきもの、長期で考えるべきものを整理したうえで、策定すべきであるとした。

(3) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「持続可能な開発目標 (SDGs)」の扱いについて

最後に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「持続可能な開発目標 (SDGs)」の扱いについて、検討を行った。

平成26年から始まった国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口急減、超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して決定されたものである。令和2年度から始まる第2期においては、重点を置くべき新たな視点の一つとして、「新しい時代の流れを力にする」ため、「SDGsを原動力とした地方創生」が掲げられている。

市川市では平成27年度から令和元年度までを計画期間とした総合戦略において、「住宅都市として、生産年齢人口の確保による持続可能な人口構成の構築」を将来展望とし、人口動態上の大きな課題となっている出生率の向上と子育て世帯の転出超過に対応する取り組みを進めてきた。

委員からは、総合戦略は総合計画で示している将来都市像の実現方法の一つとして位置づけられており、総合計画の施策のなかでも注力していく施策を進めるためのリーディングプランとしての意味合いがあるとも考えられる。このため総合戦略については、今後、総合計画と統合したうえで推進していく可能性も含め、総合計画との整合性について検討する必要があるのではないかとの意見が出された。

この意見を受け、総合計画に取り込んだ場合、SDGsが今後の地方創生においては必須の考えになることから、持続可能な開発の17の目標との関連づけを整理し、総合計画を拡充していくことが必要となってくる。目標は多種多様であるため、貧困の問題や気候変動への対処など、直近で手を打たなければいけないものは計画に反映させ、中長期的にやらなければいけないものを選択しながら取り込んでいくことが重要であるとの意見が出された。

また、今後、具体的な施策を検討する段階でSDGsの方向性に沿っているかを検証していくことも必要になってくる。このため、SDGsの理念を取り入れ、総合計画、総合戦略を一体的に推進する手法の研究も必要であり、十分な策定のための期間を設けるべきとの考えも示された。

3 むすびー提言ー

市川市はこれまで、隣接する大都市の人口を受け入れる自治体としての役割を果たしてきた。人口が国全体で減少していく中で、市川市は比較的人口動態の動きが小さい都市だと思われる。

市川市が今後も持続的に都市としての機能を保持し、発展していくためには、基本計画の方向性をしっかりと見定める必要がある。

なぜならば、基本計画はまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針であり、人口が減少することを前提とした考え方を踏襲した計画とするか、インフラをはじめとするさまざまな外的要因を踏まえ人口増加の可能性を前提とした考え方による計画とするかにより、今後の市の施策が左右されるのみならず、上位にある計画の理念や将来都市像にも大きな影響を与えることになるからである。

そこで、審議会において以下の2点に意見集約が図られた。

- ①市川市においては人口の短期的な動向が大きいという特徴を踏まえ、今後、住民基本台帳人口および国勢調査を用いた短期的・長期的な人口推計を併せて行うことにより、将来を見通しつつ柔軟に計画を見直していくことができる仕組みを組み込むことが必要である。
- ②中長期的な視野に立ち、かつ時代に即した将来都市像を描くためには、これまでの長期の構想の形が適しているのか、新たな枠組みの検討も含め、次期基本構想、基本計画の枠組みや計画期間について検討することが望ましい。

本審議会としては、人口の動きをおさえつつ、市の目指すべき将来都市像を明確にし、適切な施策を盛り込むためには、性急に次期基本計画を策定するのではなく、慎重な検討と見極めの期間が必要と考える。

目安としては、令和2年度後半にオリンピック・パラリンピック終了後の社会状況がある程度見えてくること、令和2年度が国勢調査の実施年にあたり、人口動態を多面的に検討できることなどから、おおむね2年の見極めのための期間を設けることが適当ではないかと思われる。

この見極めの期間を使って、いかに豊かな地域社会をつくっていくか、新たな将来都市像も含めた計画の策定準備をしていただくよう、強く要請する。

よって、本審議会としては、本来であれば今年度より次期基本計画の審議に入るところであるが、これまで指摘した事項について速やかに検討していただくよう、市川市総合計画審議会条例第2条に基づき、ここに建議するものである。

なお、次期基本計画の策定にあたっては、総合戦略との一体的な推進やSDGsの理念の取り込み等についても、総合計画の推進上、最適となる手法を十分に検討されたい。

また、行政運営上、計画に空白の期間ができることは避けるべきと考えていることから、見極めの期間であっても、子育て支援や福祉、経済振興などの重要な施策や環境問題や災害対策などの喫緊の課題については、柱となる重点施策を立て積極的に進めていくよう努めていただきたい。

(4) 諮 問

市川第20201009-0234号

令和2年10月23日

市川市総合計画審議会
会長 藤井 敬宏 様

市川市長

市川市総合計画の策定について（諮問）

市川市総合計画審議会条例第2条の規定により、市川市総合計画の策定について諮問します。

(5) 答 申

答申

令和4年12月9日
市川市総合計画審議会

当審議会では、市川市総合計画の策定について、市長からの諮問を受け、慎重に審議し、検討を行った。

ここに、その結果を取りまとめ答申する。

市川市総合計画審議会

会長	藤井敬宏
副会長	小林 航
委員	国松 ひろき
〃	鈴木 雅斗
〃	長友 正徳
〃	中村 よしお
〃	中山 幸紀
〃	松永 鉄兵
〃	影山 育子
〃	庄司 妃佐
〃	関 寛之
〃	羽生 弘
〃	天野 敏男
〃	川口 学
〃	酒井 玄枝
〃	小林 俊之
〃	松丸 陽輔
〃	村松 祐
〃	染谷 好輝
〃	三沢 建吾
〃	山極 記子
〃	山村 佳照

市川市では、平成13年4月に、21世紀の第一四半世紀を計画期間とする『基本構想』を策定し、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」との将来都市像のもと、第一次基本計画、第二次基本計画及び各実施計画を着実に実行し、20年にわたり市民福祉の向上と市政の発展に努力されてきた。

本審議会では、第二次基本計画が令和2年度で期間満了を迎えるにあたり、令和元年度より次期基本計画の策定に向けて、本市をとりまく社会状況をはじめ、計画を策定するためのベースとなる人口の将来的な見通しや新たな市の取り組み等について審議を行った。当時の本市を取り巻く社会状況は、都市基盤整備にあっては東京外郭環状道路の開通などによる人流の変化や、人口動態にあっては全国的に人口減少を続ける中、市川市では社会動態により微増を続けるなど、総合計画策定当初から大きく変化していた。

このことから、直ちに次期基本計画を策定するのではなく、今後の人口の動き等を捉えつつ、市の目指すべき将来都市像を明確にしたうえで、適切な施策を盛り込むための慎重な検討と見極めの期間が必要と考え、概ね2年間を次期計画策定のための準備期間とするよう、市長に対し、令和2年1月23日付で建議書を提出したところである。

この背景のもと、令和2年10月23日付『市川市総合計画の策定について』の諮問を受け、審議会においても本市を取り巻く社会状況の分析や人口動態、第二次基本計画の評価など、総合計画全体の見直しを含めた慎重な審議を行ってきた。

そのような中、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、社会環境や人々の生活に大きな変化を及ぼし、本市においても未だ市民生活に様々な影響が残り続けている。在宅勤務の進展など市民の働き方は大きく変化し、人口動態にあっては、県外からの転入者が大きく減るなど社会動態が抑制され、これまでとは異なる人口変化となった。

これら新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くのか先行きが不透明な中、長期展望を見据え、新たに長期計画を策定することは、直近の時勢に引きずられることになりかねない。そこで、令和3年度第2回総合計画審議会での審議を経て、現基本構想のもと、残存期間である令和7年度末までの『市川市第三次基本計画』を策定することを了承したものである。

その後の審議会においては、第三次基本計画において留意すべき「時代の潮流」や「本市の現状」「本市の重点課題」、それらを踏まえた「施策別計画」が、本市の今後3年の方向性を示す計画として妥当なものであるかについて審議を行ってきた。

その審議経過を以下のとおり記述する。

総合計画は、通常、中長期的な視点で計画を考えるが、今回の第三次基本計画の計画期間は3年間であることから、市川市の将来を見据えながらも、メガトレンドや足元の課題を捉えた計画とすべきとの意見があった。

このことから、第三次基本計画案では直近の動向をとらえるため「時代の潮流」や「本市の現状」、「第二次基本計画の評価」を整理し、さらに、これらを踏まえた「本市の重点課題」を8つ挙げられている。この8つの「本市の重点課題」は、本市を取り巻く社会状況を的確にとらえており、この3年間に於いて市が優先的に取り組むべき方向性を示すものとなっている。

「本市の重点課題」の中でも、人口減少・少子高齢化に根差した問題は、市川市にとって喫緊のものであることから、第三次基本計画では、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を統合することにより、総合計画の目的である「市の総合的な振興・発展」とまち・ひと・しごと創生総合戦略の目標である「人口減少・少子高齢化への対応とまち・ひと・しごとの創生」に一体的に取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策の推進を図ることとなった。

このことにより、市民の理解も深まり、施策の実効性がより高まるものになると評価する。今後は、実施計画において定める個別事業がまち・ひと・しごと創生総合戦略と関連性があることをより明確にしたうえで、着実な事業実行を図られたい。

また、SDGsの観点からの施策の検討として、第三次基本計画では令和7年度（2025年度）を目標年次として将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めることはもとより、SDGsの目標年次である令和12年（2030年）を見据え、SDGsの側面からも施策を整理しその達成にも積極的に取り組むことが明記された。

このことにより、市はSDGsの達成を目指す立場とその責任を明確化されたことは評価している。今後は、2030年の目標達成に向け加速度的に各施策を推進されたい。

「本市の重点課題」や、これまで約20年間続いてきた『市川市総合計画I&Iプラン21』における基本構想を踏まえ、第三次基本計画における3年間のまちづくりの目標を「具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり」と定めるとともに、各施策分野の横串となる「未来へのアプローチ」では、10の視点が明記され、施策横断的な視点から“市川らしい”施策展開を目指し、複雑・多様化する諸課題へ対応していくことが明記されている。また、横串をより実効的なものとするため評価指標自体の評価や進捗確認を行うことで、市民の未来へのアプローチを実感しているかを図るとともに、総合計画の全体の評価を確認するものとされている。

施策横断的な視点を持つことは重要であり、第二次基本計画における「いろいろアプローチ」を発展させたものになっているが、この横串が単なる施策の参考程度になることなく、より実効性が伴うよう施策別計画及び個別計画と連動していくことを期待する。

これらを総合的に踏まえたうえで施策別計画では、「危機管理」の分野における災害への対応として、自然災害だけでなく新興感染症への対応を位置付けたことや、域内経済循環の構築を目指し「地域経済」の分野を新たに追加したことなど、「本市の重点課題」等を踏まえた41の施策の大分類により施策別計画が構成されている。

以上の審議を経た『市川市第三次基本計画』は、3年間の短期間で取り組むべき施策を的確にとらえ、市川市総合計画I&Iプラン21の集大成として、また次期総合計画につないでいく計画として、その機能を十分有すると判断する。

冒頭に述べたとおり、本市を取り巻く社会状況は大きく変化している。四半世紀にわたり続いてきた『市川市総合計画I&Iプラン21』を次世代へつなげるため、また、絶えず変化する社会状況に的確に対応するため、次期総合計画の策定にあっては、第三次基本計画及び実施計画の評価を適切に行い、次期総合計画の策定に着実につなげることに加え、以下の点に留意されたい。

- 現在の市川市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造となっている。将来を見通した計画とするには、基本計画と実施計画のあり方も含めた計画全体の枠組みについても検討が必要となる。新たな枠組みを整えていくにあたっては、現在の枠組みに縛られることなく、柔軟かつ大胆に組み替えることも検討されたい。
- 人口推計によれば令和7年ごろには人口減少がはじまるとされ、少子高齢化による社会保障関連経費の益々の負担増が見込まれる。2030年を目標年次とするSDGsへの対応や、2050年を目標年次とするカーボンニュートラルシティへの取り組みなど、持続可能な未来につながるまちづくりに向け、様々な諸課題に柔軟に対応する計画の策定が求められる。



市川市総合計画I&Iプラン21 第三次基本計画

発行日 令和5年4月

発行者 市川市

編集 市川市企画部 企画課



I&Iプラン21

市川市総合計画 第三次基本計画

The Ichikawa City Comprehensive Plan / The Third Basic Plan
2023→2025